

北広島町中小企業・小規模企業振興計画

平成 31 年 1 月

北 広 島 町

目 次

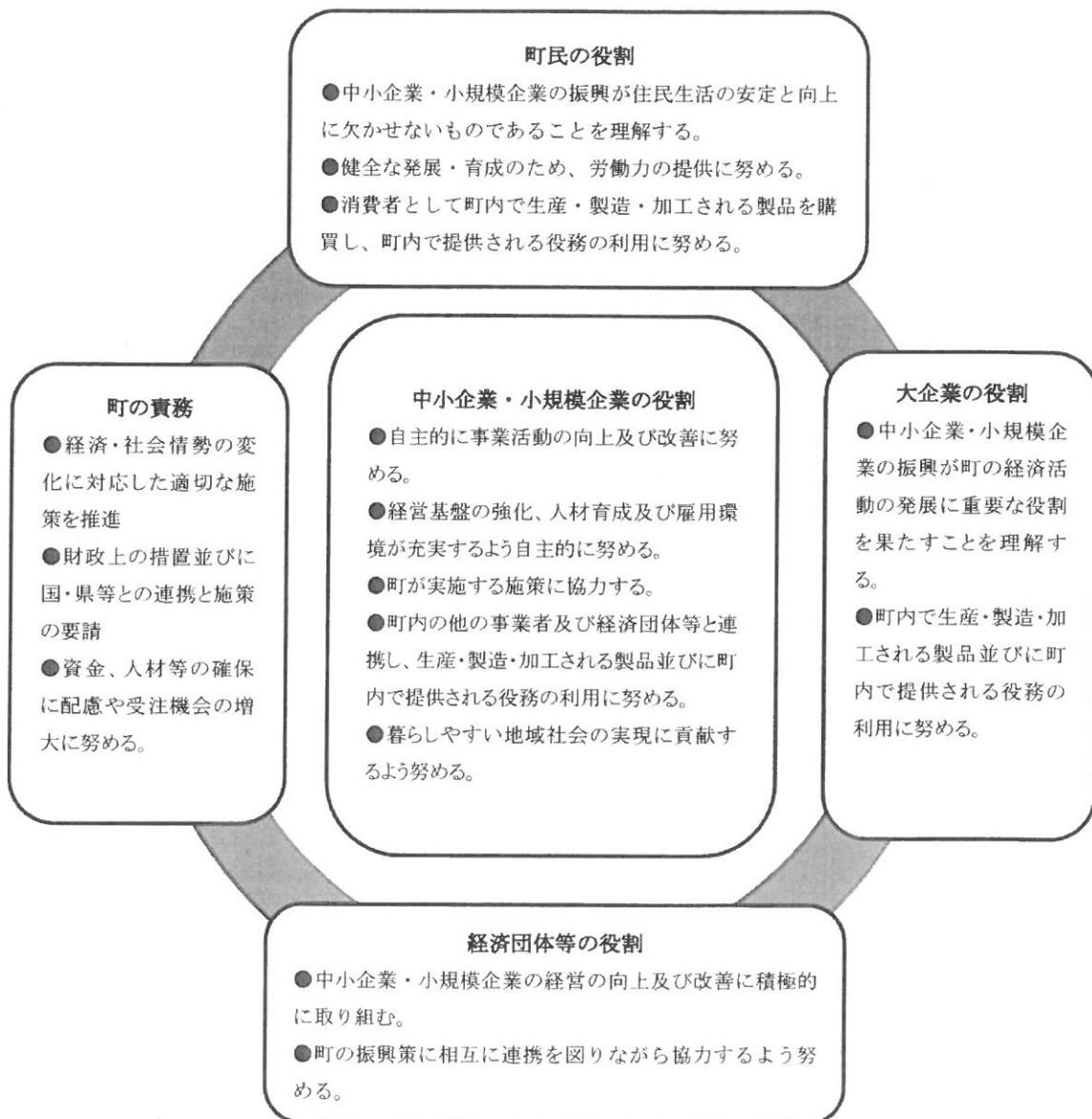
第1章 基本的な考え方	
1. 策定の主旨	・・・1
2. 計画の位置づけ	・・・2
3. 展開する基本的施策・推進施策	・・・5
4. 計画の進捗管理・効果検証	・・・5
5. 計画の期間と見直し時期	・・・5
第2章 人口に関する現状・課題と将来展望	
1. 産業・職業に関する現状把握	・・・6
2. 地域経済への影響	・・・7
3. 施策効果による将来に与える影響の変化	・・・7
第3章 上位計画による商工振興施策	
1. 総合戦略による施策	・・・8
2. 長期総合計画による施策	・・・10
第4章 展開する基本的施策・推進施策	
1. 計画の4つの分野と条例の基本的施策	・・・12
2. 基本的施策の展開	・・・13
3. 重点事業と目標値	・・・19
用語の定義	・・・21
様式-1 事業評価シート	・・・22
参考-1 北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例（概要）	・・・23
参考-2 北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例	・・・25
参考-3 北広島町産業振興会議設置要綱	・・・29

(別冊) 事業概要集

第1章 基本的な考え方

1. 策定の主旨

本計画は、「北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例（以下「条例」という。）」に示された基本方針に基づき、本町の中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）の自主的な努力を基本に、中小企業等、経済団体等、大企業、町民、町が一体となって、中小企業等の振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定します。



2. 計画の位置づけ

本計画では、中小企業等の振興に関する施策を示します。

中小企業等の振興は、「北広島町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）」、「北広島町総合戦略（以下「総合戦略」という。）」及び「第2次北広島町長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）」に位置付けられた関連施策と整合性を保ちながら取組を進めます。

なお、この計画の施策の範囲は、町内の中小企業等や中小企業関係団体を施策の直接の対象とし、間接的に中小企業の振興に繋がるもの（例：観光振興、農業振興など）は、既存の各種推進施策等との関連性を保ちながら推進していきます。

■北広島町人口ビジョン（平成27年10月策定）

【計画期間：平成72（2060）年まで】

3-3. めざすべき将来の方向

（1）「北広島町での暮らし」を選択する定住者の増加

魅力あるしごとづくりの応援と本町の求人ニーズと求職者のマッチングのための情報提供などの支援を強化し、U・I・Jターン者の増加に向けて、さまざまな観光資源を活用した交流機会の提供や定住につなげるための仕組みづくり、本町に住み続けたいと思う次世代に向けて、郷土を思う気持ちの醸成や教育環境の充実等を図ります。

（まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標1・2へ）

（2）「結婚・出産・子育ての希望」をかなえられる環境の整備

結婚・出産・子育ての希望がかなえられるよう、若い世代のニーズをとらえた結婚支援や、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を推進します。子育て支援のサービスや地域での子育て環境の充実を図ります。

（まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3へ）

（3）高齢化・過疎化に対応した、生活機能を維持できる地域づくり

本町の住民が元気でいきいき暮らし地域が元気になるように、進行している高齢化や地域における過疎化に対応し、地域の困りごとを行政と地域が協働で解決できる仕組みづくりの拡充を進めます。

（まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標4へ）

■北広島町総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）（平成 27 年 10 月策定）
【平成 27 年度～平成 31 年度】

1 基本目標

国の総合戦略に設定された4つの政策分野を参考に、基本目標を設定します。この基本目標の設定にあたり、アウトカムに関する数値目標を併せて定めます。

国の政策パッケージ（1）

しごとをつくり、安心して働けるようにする

基本目標1 心響くしごとづくりと産業の魅力発信

本町に定住する人を確保するためには、まず「しごとづくり」が大切です。雇用の場を確保するための産業振興策や、新しく事業を始めようとする人への支援、就業希望者の確保や農林畜産分野の振興に向けて取り組みを推進します。

国の政策パッケージ（2）

新しいひとの流れをつくる

基本目標2 キタを体感する交流・定住と次代を担うひとづくりの推進

本町に定住する人を確保するためには、「しごと」があることに加えて、“北広島町に住みたい”という他市町村にはない独自の魅力や、本町を知ってもらうための“きっかけ”が大切です。本町をもっと知り、訪れてもらうため独自の資源を活用した魅力づくりと定住につなげる仕組みづくりを構築します。また、次代の本町を担うひとと夢を育む教育の環境整備を進めます。

国の政策パッケージ（3）

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標3 結婚・出産・子育てを幅広く応援する環境の整備

人口を確保するためには、本町への転入を増やすことに加えて、結婚や子育てをする人を増やす観点も大切になります。本町で結婚・子育てをすることの魅力や情報の発信、妊娠から出産までの切れ目ない支援に加え、子育て支援策の充実、地域ぐるみで子育ての支援をします。

国の政策パッケージ（4）

時代にあった地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する

基本目標4 地域資源を生かした活力あふれる暮らしの創出

さまざまな施策や取り組みにより、転入者や子育て家庭の増加が見込まれる場合においても、少子高齢化や地方での過疎化は今後避けられない問題です。本町で暮らす人が、健康でいきいきと暮らすことができるよう健康づくり・元気づくりをまちぐるみで取り組むとともに、集落全体の活性化のための支援や買い物弱者や外出のしにくい方を支援する取り組みや、災害時の地域での助け合いの促進を図ります。また、ひとが集まる魅力ある拠点の整備を進めます。

■第2次北広島町長期総合計画（平成29年3月策定）

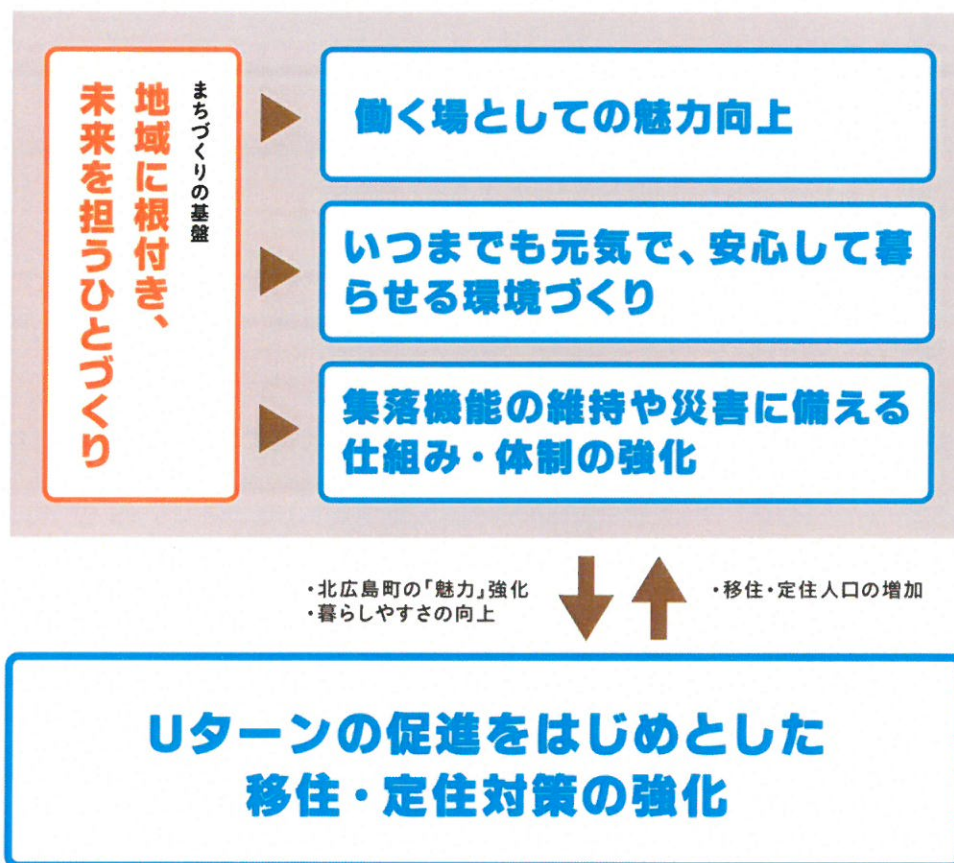
【計画期間：平成29年度～平成38年度、前期：平成29年度～平成33年度】

<めざすまちの将来像>

新たな感動・活力を創る 北広島

～人のチカラがあふれるまち～

<5つの重点方針>



<5つの施策分野（前期基本計画）>

- 施策分野1 みんなで創造する実りと活力のあるまち
- 施策分野2 誰もが愛着を持って暮らせるまち
- 施策分野3 心身ともに健やかで安心して暮らせるまち
- 施策分野4 やすらぎと便利さを感じられるまち
- 施策分野5 住民と行政が一体となって未来を創造するまち

3. 展開する基本的施策・推進施策

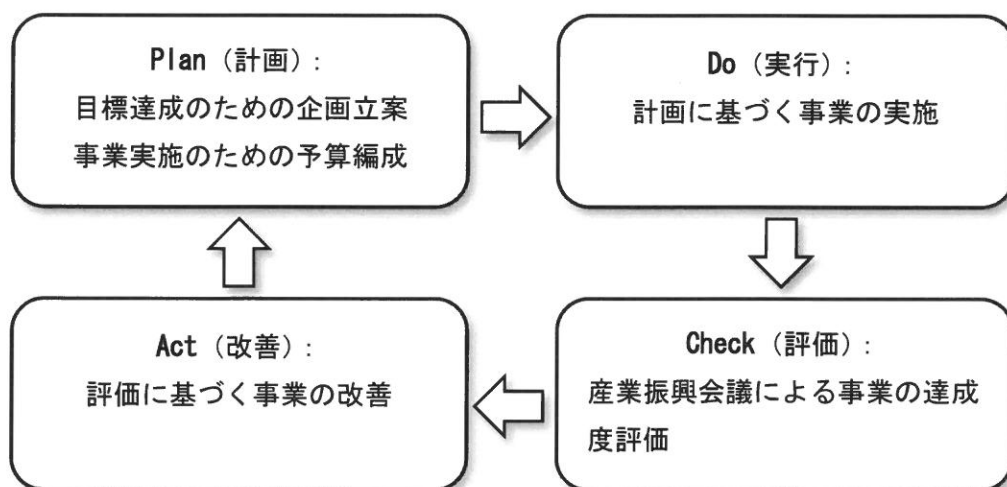
上位計画で示された「しごと」づくりを行うため、条例第4条に基づく基本的施策ごとに推進事業を定め、中小企業等の振興を展開します。（詳しくは、第3章、第4章に掲載）

4. 計画の進捗管理・効果検証

計画の進捗管理及び効果の検証は、条例に規定する北広島町産業振興会議（以下「振興会議」という。）で進捗状況を報告するとともに、客観的な検証を行い、必要な見直しを行います。

検証については、事業評価シート（様式-1）を用いて行います。

PDCA サイクルによる計画の進捗管理



5. 計画の期間と見直し時期

本計画の期間は、平成30年度から平成38年度の9か年度とし、長期総合計画と関連させるため「前期（平成33年度まで）」「後期（平成34年度～38年度）」で計画します。

なお、条例の趣旨を考慮し、経済状況等の変化や計画の進捗状況、国及び県の動向などを見据えながら、必要に応じて見直しを行います。

第2章 人口に関する現状・課題と将来展望

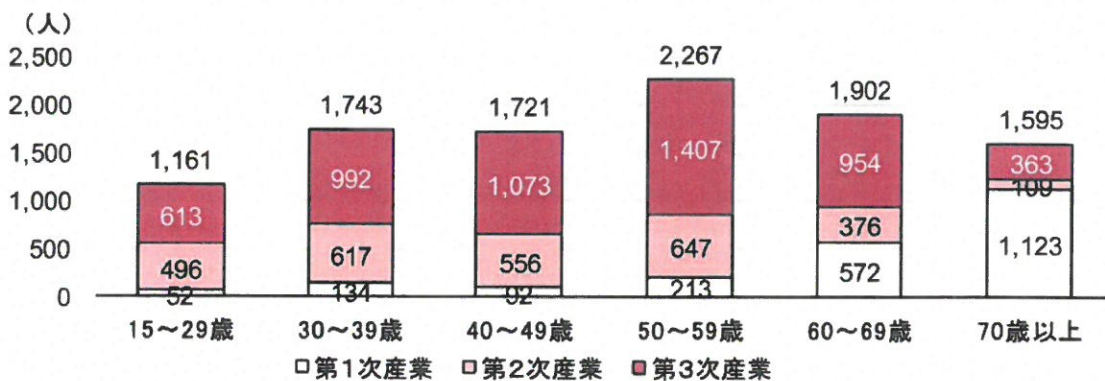
1. 産業・職業に関する現状把握

産業・職業に関する現状把握（資料編 資料1「産業・職業に関する状況」参照）

- 総人口の減少に伴い就業人口も減少を続けている。
- 第1次産業と第2次産業の就業者割合は低下しているのに対し、第3次産業は上昇しており、平成22（2010）年には全体の52.0%を占めている。
- 産業別の就業者数は、男性では「製造業」「農業、林業」が多く、女性では、「医療・福祉」「製造業」「農業、林業」が多い。
- 就業者の年齢について、「農業」は男女ともに60歳以上が8割近くになっている。15歳から39歳が就業している産業は、男性では「製造業」や「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」、女性では「製造業」「生活関連サービス業、娯楽業」「運輸業、郵便業」「公務」の割合が高い。就業者数の多い「農業、林業」と「製造業」では、町内で就業する割合が高い。その他の産業では、近隣市町に出て就労している割合が2割から5割程度となっている。
- 通勤等に伴う交通移動では、全体で流入が流出を上回り、昼夜間人口比率は107.2%となっている。
- 流入・流出ともに広島市との関わりが強く、広島市からは2,121人の流入、1,151人の流出となっている。
- 製造業の総生産額が他の業種と比較すると各年とも最も高い。

（人口ビジョンP27）

■2010年の年齢別就業人口の状況



資料：国勢調査

（人口ビジョンP24）

2. 地域経済への影響

人口減少による地域経済への影響について、次の点が指摘されています。

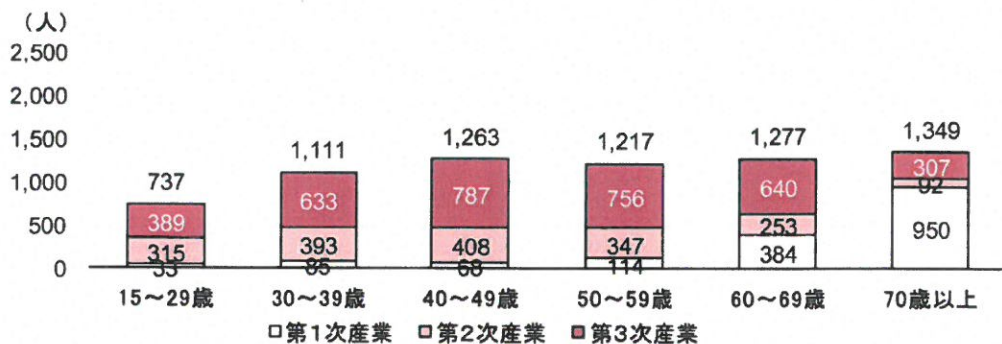
- ①人口減少により消費市場の規模が縮小することで、様々な事業活動の縮小、並びに地域経済全体の縮小を呼び、雇用の減少が懸念されます。
- ②労働力の供給、消費の牽引層である若年層の減少は、地域経済に大きな影響を与えることが想定されます。
- ③農業をはじめとする第一次産業では、従業者の高齢化や後継者不足などによる耕作放棄地が増加し、産業構造全体としては、全体が縮小しながら第3次産業の割合が今後も上昇していくことが予測されます。

(人口ビジョンP24)

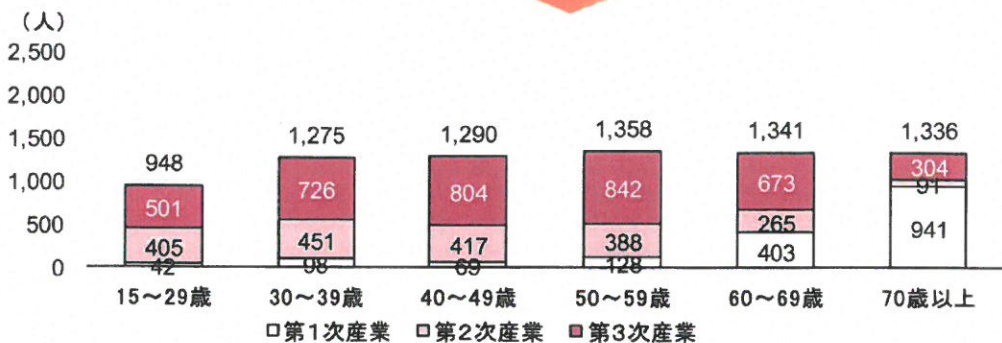
3. 施策効果による将来に与える影響の変化

本町人口の将来展望においても若年層の減少が予想され、労働力の供給や消費の面で影響があると考えられます。しかしながら生産年齢人口割合が上昇することから、その影響は低く抑えられると推測されます。(人口ビジョンP35)

2040年の年齢別就業人口の状況(推計人口は社人研推計(パターン1))



施策効果による出生率の改善、
転入・転出状況の改善により…



2040年の年齢別就業人口の状況(推計人口は「本町人口の将来展望」)

※「生産年齢人口」とは、年齢別人口のうち、日本では15歳以上65歳未満の人口

第3章 上位計画による商工振興施策

1. 総合戦略による施策

総合戦略においては、4つの基本目標を定めていますが、本計画に特に関連ある基本目標及び施策については、次のとおりです。

基本目標1 心響くしごとづくりと産業の魅力発信

- 方向1 しごとの育成・創業支援
- 方向2 主要産業への就業促進
- 方向3 農林畜産分野のブランド化と人材の確保

➤ 本計画に関連ある項目

方向1 しごとの育成・創業支援

【施策内容】

- a 中小企業・小規模事業者への支援を強化
- b 相談窓口のワンストップ化による、効率的・効果的な情報提供や支援
- c 新たな創業者への支援
- d 魅力ある商業施設・商店街の形成を促進

【主な取り組み・事業】

- ビジネス創造支援事業
- 北広島町商工会と連携した支援体制の強化

方向2 主要産業への就業促進

【施策内容】

- a 町内企業の販路拡大や人材確保に向けて、マッチングを支援
- b 町内企業の魅力を地元の若者を中心に幅広く発信
- c 北広島町の住まい、暮らしなどをトータルで提案し、本町での就業を促進

【主な取り組み・事業】

- 産業フェア開催事業
- 就職から住まい、暮らしまでパッケージ提案による就業促進

基本目標3 結婚・出産・子育てを幅広く応援する環境の整備

方向1 結婚支援

方向2 安心して出産・子育てのできる環境づくり

➤ 本計画に関連ある項目

方向1 結婚支援

【施策内容】

- a 「自分磨き」への支援や、町主体によるイベントを開催
- b 県や民間事業所との連携により、多様な結婚支援を提供

【主な取り組み・事業】

- 結婚支援活動補助事業
- 「魅力アップ講座」の展開
- 多様な場所、機会をとらえた婚活支援の推進
- 気軽に参加・交流のできるイベントの開催

2. 長期総合計画による施策

長期総合計画では、「めざすまちの将来像」を実現するため5つの重点方針と5つの施策分野を定めています。前期基本計画（平成29年度～平成33年度）における重点的な取り組みのうち、本計画に関連ある施策分野は、次のとおりです。

施策分野Ⅰ みんなで創造する実りと活力のあるまち

【重点的な取り組み】

- 1 多様な担い手の育成
- 2 経営力強化に向けた支援
- 3 「働き方」として多様な選択肢の提供

①活力ある産業のまちづくり

【基本的な方向性】

(3) 商工業の振興

【今後の方向性】

- ① 商工業を支える基盤の強化
- ② 魅力ある商工業機能の形成と特色ある取組展開
- ③ 経営力強化に向けた支援
- ④ 企業立地の促進と立地環境の向上

②新たな創造と働きやすいまちづくり

【基本的な方向性】

(1) 新規創業への支援

【今後の方向性】

- ① 起業に関する情報共有や体験機会の確保
- ② 起業への支援と担い手づくり

(2) 人を生かす仕組みと働きやすいまちづくり

【今後の方向性】

- ① 雇用機会の確保・拡充
- ② 就労に係る情報提供と相談体制の充実

施策分野Ⅱ 誰もが愛着を持って暮らせるまち

【重点的な取り組み】

- 1 北広島町の誇る「自然・歴史・文化」を通じた交流促進
- 2 移住・定住先としての「北広島町ブランド」の構築とプロモーション
- 3 北広島町の人・地域・まちを好きになる子供・若者・大人の育成

②住みたくなる・帰ってきたくなるまちづくり

【基本的な方向性】

- (1) 移住・定住を促すPRと受け入れ体制の強化

【今後の方向性】

- ③U I J ターン支援体制

③夢と希望、豊かな学び合いにあふれたまちづくり

【基本的な方向性】

- (1) 子供の健やかな成長を支える環境づくり

【今後の方向性】

- ④結婚促進へ向けての支援

施策分野Ⅳ やすらぎと便利さを感じられるまちづくり

【重点的な取り組み】

- ①生活機能を維持するための拠点とネットワークづくり
- ②災害に備えた施設整備と地域の体制強化

②自然と調和した暮らしと景観を守るまちづくり

【基本的な方向性】

- (1) 自然環境の保全と良好な生活環境の維持

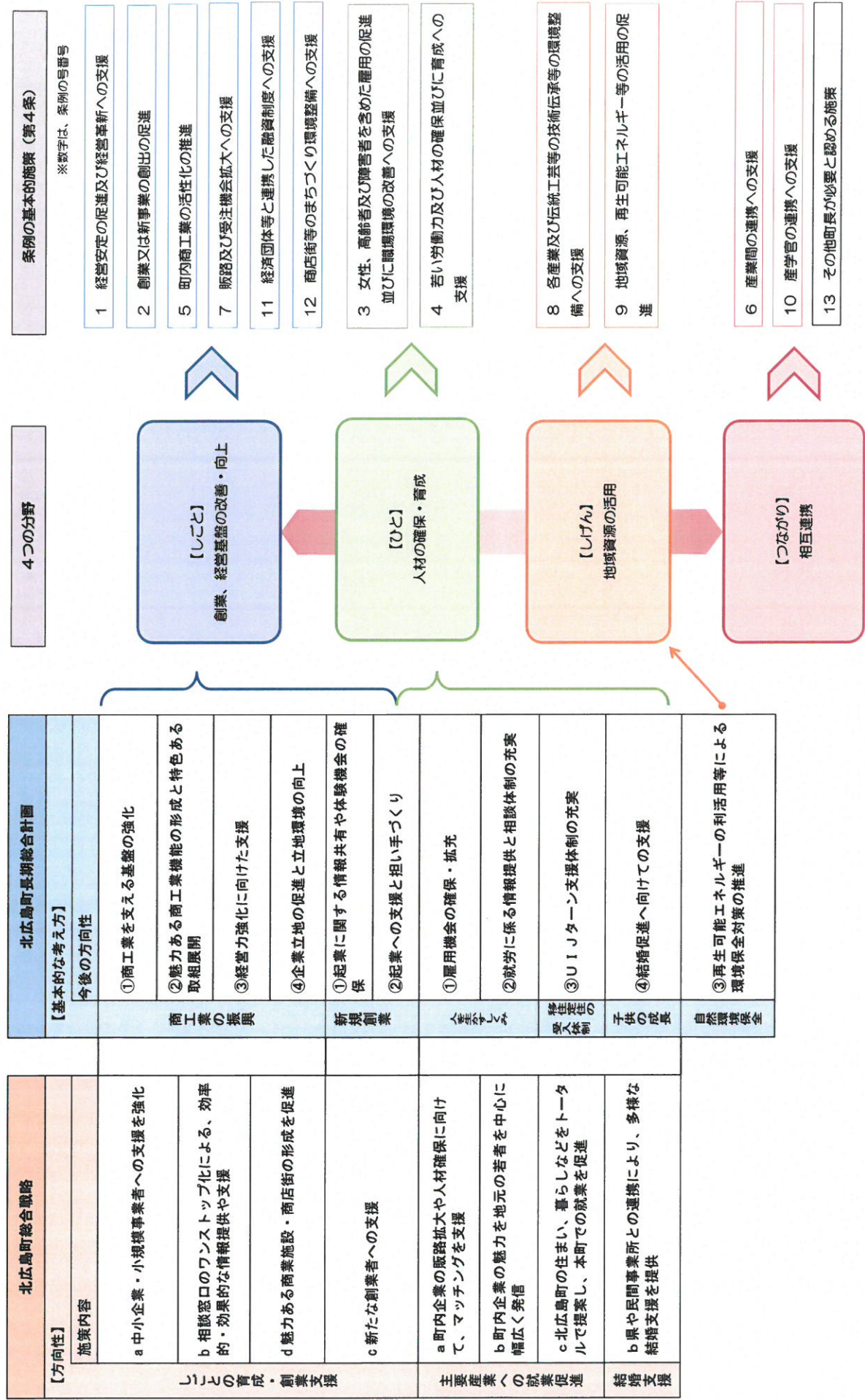
【今後の方向性】

- ③再生可能エネルギーの利活用等による環境保全対策の推進

第4章 展開する基本的施策・推進施策

1. 計画の4つの分野と条例の基本的施策

前章の「総合戦略」及び「長期総合計画」の施策から4つの分野を導き、それに対応した13の基本的施策に取り組み、本町の中小企業等の振興を促進します。



2. 基本的施策の展開

条例第4条の基本的施策を展開するために、関係機関と連携して次の事業を行います。また、このほか、国・県等が行う支援施策について積極的に情報収集し、周知していきます。
なお、本計画で評価対象とした事業については、毎年度事業評価を行います。（【総】総合戦略に記載事業 【長】長期総合計画（前期計画）に記載事業）

1) 【しごと】創業、経営基盤の改善・向上

(1) 経営安定の促進及び経営革新への支援（条例第1条関係）

推進事業	【総】	【長】	内容	事業主体	事業概要	評価対象
・商工会補助金	○		・町内事業所の経営安定・経営革新の事務事業に対する事業補助 （経営発達支援事業、がんばる企業応援事業等、経営改善普及事業等）	商工観光課	別冊 P1	○
・経営改善指導体制強化促進活動支援事業 ・経営発達支援計画（H28.4.22認定） ・経営発達支援事業（伴走型小規模事業者支援推進事業）		○	・小規模事業者支援法に基づく支援事業 ・商工会・町・専門家等で構成される経営発達支援事業委員会で評価 ・地域経済動向調査事業、経営状況分析事業、事業計画策定事業、需要動向調査事業、 販路開拓支援事業、ミラサボ専門家派遣事業、地域経済活性化事業等を行う	商工会 （中小企業庁）	別冊 P2	
・商工会定款の改定による支援			・第三者承継を推進するため、青年部員の資格を改正する（H30.5.18改定）	商工会		
・よろず支援拠点事業			・「よろず支援拠点」は、国が各都道府県に1か所設置する経営相談所 ・中小企業・小規模事業者の売上拡大、経営改善等、経営上のあらゆる相談に対応	ひろしま産振構	別冊 P3	
・広島県事業引継ぎ支援センター			・「広島県事業引継ぎ支援センター」は、「産業競争力強化法」に基づき国の委託を受けて設置された公的な相談窓口で、後継者不在の事業承継をサポートする	広島商工会議所		
・広島県事業承継ネットワーク			・広島商工会議所が国の「プッシュ型事業承継支援高度化事業」を受託し、事業承継支援ニーズの掘り起しや掘り起こされたニーズに対して、地域の専門家が個社支援を行う	広島商工会議所		

(2) 創業又は新事業の創出の促進（条例第2条関係）

推進事業	【総】	【長】	内容	事業主体	事業概要	評価対象
・北広島町創業支援事業計画（H27.5.20認定）			・産業競争力強化法に基づき事業計画を策定 ・町及び創業支援団体（商工会・ひろしま産業振興機構・広島銀行・もみじ銀行・広島市信用組合・日本政策金融公庫）の連携により創業支援を行うもの	商工観光課 商工会 創業支援団体	別冊 P4	
・北広島町ビジネス創出支援補助金	○	○	・新規創業・持続的発展に対する補助 ・北広島町ビジネス創出支援補助金交付要綱（H27.3.31）	商工観光課	別冊 P5	○
・チャレンジショップ開業支援事業		○	（検討中）	商工観光課 商工会		
・創業セミナー開催事業		○	・経営発達支援計画に基づき、創業セミナーを開催	商工会		

・創業環境整備促進事業				・創業に関する総合支援窓口として、「ひろしま創業サポートセンター」を設置 ・窓口相談、創業サポーター、創業セミナー等により創業者等を無料で支援	ひろしま産振構	別冊 P6	
・オール広島創業支援ネットワーク協議会				・広島県が平成27年12月に設立。 ・県内の経済団体・金融機関・行政等で構成。創業支援に関する情報の共有、スキルアップのための研修等の取り組みを実施	広島県		

(3) 町内商工業の活性化の推進 (条令第5条関係)

推 進 事 業	【総】	【長】	内 容	事業主体	事業概要	評価対象
・北広島町産業フェア	○	○	・ 地域企業の振興と雇用の場の確保・拡充を図る (H26年度～)	商工観光課 商工会	別冊 P7	○
・地域通貨ユート事業		○	・ 地域内消費の拡大を図る (H18年度～)	商工観光課 商工会	別冊 P8	○
・定住促進関連補助金ユート交付			・ 定住促進事業関連補助金をユートで交付し、商工業の活性化を図る (住宅建築補助金・Uターン者住宅整備促進補助金・Uターン奨励金・空き家情報バンク登録物件増改築補助金)	企画課		
・北広島町企業紹介冊子発行		○	・ 町内企業を紹介し、ビジネスチャンス、就職促進を目的に「北広島町企業ガイド」を発行 (平成29年1月)	商工観光課 商工会	別冊 P9	
・新商品開発及びブラッシュアップ事業		○	(検討中)	商工観光課 商工会		
・北広島町企業立地奨励金交付事業		○	・ 効果的な企業集積と雇用機会の拡大を図るため、工場等の新設及び拡充に対する奨励制度により企業を支援する	商工観光課	別冊 P10	
・本社機能移転推進事業		○	(検討中)	商工観光課		
・北広島町導入促進基本計画 (H30.6.11認定)			・ 生産性向上特別措置法に基づく ・ 事業者が「先端設備等導入計画」を町に申請し認定されると、町税の優遇措置、国の補助金の優先採択等が受けられる。	商工観光課 税務課 (中小企業庁)	別冊 P11	
・中小企業イノベーション促進支援事業 (チーム型支援)			・ 新たな成長を目指している企業を対象に、経営課題を解決するため、支援チームを派遣し、集中支援を実施	ひろしま産振構	別冊 P12	
・きたひろネット、ホームページによる情報発信			・ 情報発信の充実を図る	商工観光課 企画課 商工会		

(4) 販路及び受注機会拡大への支援 (条例第7条関係)

推進事業	【総】	【長】	内容	事業主体	事業概要	評価対象
・きたひろしま特産品ギフト			・特産品の普及拡大のため地域内/小規模事業者が製造した加工品を詰め合わせた「きたひろしま特産品ギフト」事業をお中元とお歳暮時期に合わせて実施	商工会	別冊 P13	○
・道の駅施設空間活用事業			・道の駅舞ロードIC千代田施設の空間(待合スペース)を活用して、町内中小企業・小規模事業者へPR等の場を提供することで事業活動を支援する(H27年度～)	商工観光課		
・小規模修繕等契約希望者登録制度			・町内の小企業修繕事業者の受注機会を拡大する。	財政課	別冊 P14	

(5) 経済団体等と連携した融資制度への支援 (条例第11条関係)

推進事業	【総】	【長】	内容	事業主体	事業概要	評価対象
・小規模事業者経営改善資金利子補給制度 (経営改善支援事業補助金)		○	・小規模企業の運転資金や設備投資に係る融資に対し、利子補給を行う (H28～H31年度事業) ・町補助	商工会 (商工観光課)	別冊 P15	○
・きたひろ成援ファンド		○	・本町のまちづくりの中核を担う多様な主体の活動を、新たな資金調達手段である「クラウドファンディング」により後押しする事業 ・きたひろ成援ファンド事業補助金交付要綱(平成29年3月3日)	企画課		
・広島県融資制度			・県内の中小企業に必要な事業資金を円滑に供給するために設けた、金融機関を取扱窓口とした融資制度	広島県		
・中小企業信用保険法(セーフティネット)			・上記のうちセーフティネットに係るものについては、町の認定が必要	商工観光課		
・信用保証料補助			・広島県中小企業技術・経営力評価制度により「評価報告書」の発行を受け、広島県信用保証協会の保証により資金の調達を受けた県内の中小企業者を対象に、事業者が負担した信用保証料に対する0.1%相当額を補助	広島県		

(6) 商店街等のまちづくり環境整備への支援 (条例第12条関係)

推進事業	【総】	【長】	内容	事業主体	事業概要	評価対象
・北広島町空き店舗活用可能性調査			H28年度実施の調査結果を基に、空き店舗等の情報提供できるシステム構築を目指す	商工観光課 商工会	別冊 P16	
・空き家・店舗・事務所等を活用したSOHOやサテライトオフィスの誘致事業		○	(検討中)	商工観光課 商工会		
・地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)			中心市街地の活性化に資する調査、先導的・実証的な商業施設等の整備及び専門人材の招聘に対して重点的支援を行うことにより	中小企業庁 (商工観光課)		

2) 【ひと】人材の確保・育成

(1) 女性、高齢者及び障害者を含めた雇用の促進並びに職場環境の改善への支援 (条令第3条関係)

推進事業	【総】	【長】	内容	事業主体	事業概要	評価対象
・北広島町求人情報センター設置	○	○	・町内事業所等の求人情報	企画課		
・女性の就職支援「わくわくママサポートコーナー」子育て中の女性の出張相談			・広島県との共催事業 ・子育て中の女性のさまざまな不安や悩みの相談	町民課		

(2) 若い労働力及び人材の確保並びに育成への支援 (条令第4条関係)

推進事業	【総】	【長】	内容	事業主体	事業概要	評価対象
・北広島町求人情報センター設置 (再掲)	○	○	・町内事業所等の求人情報の相談・公開等	企画課		
・企業見学事業 (高校生企業訪問事業)		○	・町内事業所の企業活動を知ってもらい、地元雇用の拡大促進を図る	企画課		
・がんばる企業応援事業		○	・企業が必要とする教育を支援し、人材育成を通じて従業員のスキルアップを図る (H21年度～) ・町補助	商工会 (商工観光課)	別冊 P17	○
・町内企業長期インターンシップ支援事業		○	(検討中)	企画課		
・婚活支援イベント	○	○	・地域の定住促進のため、町内男性と町内外の女性の出会いのきっかけを創出する ・町補助	商工会 (福祉課)	別冊 P18	○

3) 【しげん】地域資源の活用

(1) 各産業及び伝統工芸等の技術伝承等の環境整備への支援 (条例第8条関係)

推進事業	【総】	【長】	内容	事業主体	事業概要	評価対象
(検討中)						

(2) 地域資源、再生可能エネルギー等の活用の促進 (条例第9条関係)

推進事業	【総】	【長】	内容	事業主体	事業概要	評価対象
・農産物6次産品化事業		○	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産品の製造に必要な①機械等の導入及び施設の整備に要する経費②研修及び販売促進につながる経費 	農林課	別冊 P19	
・地域産業資源活用事業			<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 ・県に認定された地域産業資源を活用して、新商品・新サービスの開発・市場化を行う地域産業資源活用事業計画を作成し、国の認定を受けると、補助金、低金利融資、課税の特例などを支援する 	広島県 商工観光課		
・ものづくりの底力向上部会			<ul style="list-style-type: none"> ・広島広島都市圏産業振興研究会の4つの部会のうち、自動車を始めとした基盤産業の圏域内調達による循環をテーマに設置された「ものづくりの底力向上部会」に参加し、産学官連携に取り組む 	広島広島都市圏 産業振興研究会		

4) 【つながり】関係者の相互連携

(1) 産業間の連携への支援 (条例第6条関係)

推進事業	【総】	【長】	内容	事業主体	事業概要	評価対象
・農産物6次産品化事業 (再掲)		○	・6次産品の製造に必要な①機械等の導入及び施設の整備に要する経費②研修及び販売促進につながる経費	農林課		
・企業支援員設置事業	○	○	・企業訪問等を通じて企業との連携を深め、町内企業のニーズ把握、ビジネスマッチング、安定した就業の確保等に取り組む ・北広島町企業支援員設置要綱 (平成28年8月4日)	商工観光課		
・メールマガジン発行			・訪問した企業へ、月1回、国・県・町等の企業支援情報、企業間の紹介情報、町内のイベント・定住情報等をメールで配信	商工観光課		
・きたひろネット、ホームページによる情報発信 (再掲)			・情報発信の充実を図る	商工観光課 商工会		
・地域未来促進計画			・地域未来投資促進法にもとづき、県及び県内市町で基本計画を策定 ・事業者が策定する地域経済牽引事業を県が認定し、国は、認定された業者が行う地域経済牽引事業に対して支援する	広島県 (商工観光課) 中小企業庁	別冊 P20	

(2) 産学官の連携への支援 (条例第10条関係)

推進事業	【総】	【長】	内容	事業主体	事業概要	評価対象
・企業支援員設置事業 (再掲)	○	○	・企業訪問等を通じて企業との連携を深め、町内企業のニーズ把握、ビジネスマッチング、安定した就業の確保等に取り組む ・北広島町企業支援員設置要綱 (平成28年8月4日)	商工観光課		
・マッチングフォーラム			・企業の技術開発、製品開発を支援するため、企業ニーズと大学や研究機関が持つ技術シーズのマッチングを図る機会	ひろしま産振構		
・ものづくりの底力向上部会 (再掲)			・広島広島都市圏産業振興研究会の4つの部会のうち、自動車を始めとした基盤産業の圏域内調達による循環をテーマに設置された「ものづくりの底力向上部会」に参加し、産学官連携に取り組む	広島広島都市圏 産業振興研究会		

3. 重点事業と目標値

条例の基本的施策を展開するために行う推進事業のうち、特に、総合戦略や長期総合計画で定められている指標に関連する事業を重点的に取り組みます。

1) 北広島町総合戦略の成果指標

基本目標1 心響くしごとづくりと産業の魅力発信

方向1 しごとの育成・創業支援

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	関連事業
創業支援者数	3件 (H25)	のべ28件 (H27～31)	<ul style="list-style-type: none"> 北広島町ビジネス創造支援事業 創業支援事業計画 空店舗利活用可能性調査業務
創業者数	2件 (H25)	のべ14件 (H27～31)	

方向2 主要産業への就業促進

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	関連事業
マッチング支援による雇用者数	—	5人 (H31)	<ul style="list-style-type: none"> 北広島町企業支援員の設置 産業フェア 高校生企業見学

基本目標3 結婚・出産・子育てを幅広く応援する環境の整備

方向1 結婚支援

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	関連事業
婚活イベント参加者数	—	のべ200人 (H27～31)	<ul style="list-style-type: none"> 婚活イベント

2) 北広島町長期総合計画の成果指標

施策分野Ⅰ みんなで創造する実りと活力のあるまち

①活力ある産業のまちづくり

(3) 商工業の振興

指 標	基準値 (年度)
企業の本社機能の移転件数	0 件 (H28)
町内商店数 (減少の歯止め)	222 店舗 (H26)
既存事業者の持続的発展支援件数	3 件 (H28)



目標値 (年度)	関連事業
1 件	
212 店舗 (H29~33)	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善指導体制強化促進活動支援事業 地域通貨(コート)事業
のべ 20 件 (H29~33)	<ul style="list-style-type: none"> 北広島町ビジネス創造支援事業

②新たな創業と働きやすいまちづくり

(1) 新規創業への支援

指 標	基準値 (年度)
創業相談件数	4 件 (H28)
創業支援件数	4 件 (H28)



目標値 (年度)	関連事業
のべ 25 件 (H29~33)	<ul style="list-style-type: none"> 北広島町ビジネス創造支援事業
のべ 20 件 (H29~33)	<ul style="list-style-type: none"> 創業セミナー開催事業

(2) 人を生かす仕組みと働きやすいまちづくり

指 標	基準値 (年度)
町内企業への訪問・相談・調整件数	100 件 (H28)
町内高卒者の町内事業所就職者数	10 人 (H27)
町内企業のインターンシップ実施企業数	5 社 (H28)



目標値 (年度)	関連事業
のべ 500 件 (H29~33)	<ul style="list-style-type: none"> 企業支援員設置事業
のべ 50 人 (H29~33)	<ul style="list-style-type: none"> 企業見学会 産業フェア
のべ 10 社 (H29~33)	<ul style="list-style-type: none"> 大学連携

施策分野Ⅱ 誰もが愛着を持って暮らせるまち

③夢と希望、豊かな学び合いあふれたまちづくり

(1) 子供の健やかな成長を支える環境づくり

指 標	基準値 (年度)
婚活イベント参加者数	36 人 (H28)

目標値 (年度)	関連事業
200 人 (H29~33)	<ul style="list-style-type: none"> 婚活イベント

【用語の定義】

本計画中の中小企業とは？（条例第2条）

▶ 条例第2条

- ①町内で事業を営む法人その他団体、及び個人
- ②中小企業とは、中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するもの
- ③小規模企業とは、中小企業法第2条第5項に規定する中小企業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するもの

- ▶ 中小企業基本法では中小企業者の範囲と小規模企業者の定義を次の表のように規定しています。（中小企業庁HP）

業 種	中小企業者 （下記のいずれかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※中小企業基本法上においては「中小企業の定義」ではなく「中小企業者の範囲」、「小規模企業」ではなく「小規模企業者」と規定しています。

※中小企業基本法第2条第5項に規定する「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

▶ 中小企業基本法第2条第1項、中小企業基本法第2条第5項

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

【様式-1】

平成 年度 事業評価シート (現状の中小企業等の取り組みについて)

基本的施策		北広島町長期総合計画での体系		実施主体
施策・事業	内容			町担当 実施期間

1. 計画(Plan) → 事業の目的や目標

手 段	事業の概要について
対 象	何を対象にしているか。(人、公共施設、自然資源など)
目 的	この事業によって、対象をどのようにしたいか。
内 容	事業の詳細について
目 標	どのような成果に結びつけるのか。

3. 評価(Check) → 2. 実施(Do)後の評価

効 果	事業の目的に対する効果が得られているか。 <input type="checkbox"/> 得られている <input type="checkbox"/> 得られていない <input type="checkbox"/> その他()
妥 当 性	なぜ、この事業は税金を投入して、町が行わなければならないのか。 <input type="checkbox"/> 必要性はある <input type="checkbox"/> 必要性はない <input type="checkbox"/> その他()
効 率 性	経費の削減が図られ、効率的に実施されているか。 <input type="checkbox"/> 適正である <input type="checkbox"/> 改善が必要 <input type="checkbox"/> その他()
発 展 性	事業の成果をさらに伸ばすことはできるか。 <input type="checkbox"/> 向上できる <input type="checkbox"/> 向上できない <input type="checkbox"/> その他()

2. 実施(Do) → これまでの実績や現在の状況

区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
コスト (費用)	予算額	円			
	決算額	円			
	財 源	町	円		
		商工会	円		
		その他	円		
執行率	%				
アウトカム (指標)	名 称	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実績・状況	名 称	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度

4. 改善(Action) → 3. 評価(Check)後の方針

課 題	この事業の問題はなにか。
改 善 点	この事業に必要なことはなにか。
今 後 の 方 向 性	この事業は今後どのようにしていくのか。
推 進 方 針	<input type="checkbox"/> A: 拡大・拡充を図るべき事業 <input type="checkbox"/> B: 継続・維持していく事業 <input type="checkbox"/> C: 縮小・見直し・廃止を検討すべき事業

北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例の概要

第1条 目的

- 中小企業・小規模企業の振興について、基本となる事項を定める。
- 中小企業・小規模企業の発展のため、町民・事業者・経済団体・町それぞれの役割を明らかにし、相互理解を深める。
- 総合的な施策の推進により、本町経済の活性化や住民生活の向上を図る。

第2条 定義

- 条例で用いる用語を定義し、共通の理解をもって条例を解釈する。

第3条 基本方針

- 中小企業・小規模企業の振興は、自らの創意工夫と努力を尊重する。
- 総合的な施策を町民・事業者・経済団体・町の連携と協働の下で推進する。
- 国・県その他公共団体と連携を図りながら推進する。

第4条 基本的施策

- 第1条の目的を達成するため、第3条の基本方針に基づき、13項目にわたる施策を行う。

第5条～第9条 責務・役割・努力・理解及び協力

- 町の責務は
 - 基本方針に基づき、経済・社会情勢の変化に対応した適切な施策を推進する。
 - 財政上の措置並びに国・県等との連携と施策の要請を行う。
 - 資金、人材等の確保が特に必要であると思われる小規模企業に配慮する。
 - 中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努める。
- 中小企業・小規模企業の役割は
 - 経済・社会情勢の変化に対応して、自主的に事業活動の向上及び改善に努める。
 - 経営基盤の強化、人材育成及び雇用環境が充実するよう自主的に努める。
 - 町が実施する中小企業・小規模企業振興策に協力する。
 - 町内の他の事業者及び経済団体等と連携し、生産・製造・加工製品の役務の利用に努める。
 - 社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努める。

- 経済団体等の役割は
 - 中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組み、町の中小企業・小規模企業振興策に相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- 大企業の役割は
 - 中小企業・小規模企業の振興が町の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを理解する。
 - 町内で生産・製造・加工される製品や、提供される役務の利用に努める。
 - 社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努める。
- 町民の役割は
 - 中小企業・小規模企業の振興が住民生活の安定・向上・地域活性化に資する役割を理解する。
 - 中小企業・小規模企業の健全な発展及び育成に協力し、労働力の提供に努める。
 - 消費者として町内で生産・製造・加工される製品の購買し、町内で提供される役務の利用に努める。

第10条 人材の確保及び育成の支援

- 中小企業・小規模企業の事業の展開に必要な人材確保及び育成を図るため、就業の支援、職業能力の開発などの施策を講ずる
- 学校教育における勤労観及び職業観の醸成が上記人材確保及び育成につながるため、必要な施策を講ずる。

第11条 北広島町産業振興会議

- 中小企業・小規模企業の振興を推進するため、「北広島町産業振興会議」を設置する。
- 会議は、審議される施策等に対し、町民・事業者・経済団体・町が協働して取り組む。
- 北広島町産業振興会議設置要綱（抜粋）について
 - 趣旨は、第11条に基づき、北広島町産業振興会議の組織及び運営に関し必要な事項を定める。
 - 名称は、北広島町産業（中小企業・小規模企業）振興会議とする。
 - 会議は、町民・事業者・経済団体・町の連携と協働の下に一体となって推進する。
 - 会議は18人以内で組織し、委員は次のものから構成する。
 - ・町民 ・事業者 ・ 経済団体等 ・ その他副町長が必要と認める者
 - 会議に知識及び経験を有するアドバイザーを設置することができる。
 - 会長は副町長、会議を代表し、会務を総理する。
 - 会議の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

○北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例

平成28年6月21日条例第26号

北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、北広島町の発展に果たす重要な役割を中小企業・小規模企業が担っていることに鑑み、中小企業・小規模企業の振興について基本となる事項を定め、中小企業・小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られる総合的な施策を推進するとともに、町民、事業者、経済団体等及び町がそれぞれの役割等を明らかにし、相互理解を深め、町民の暮らしと調和した地域産業及び地域経済の発展を促し、もって住民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者とは、町内で事業を営む法人その他団体及び個人をいう。
- (2) 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小規模企業とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 経済団体等とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 町内に事務所を有する商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会
 - イ 町内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他金融機関
 - ウ その他経済活動の発展に寄与する町内の団体等及びこれらに準ずる団体等で町長が特に認めるもの
- (5) 大企業とは、中小企業・小規模企業以外の事業者で町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 町民とは、町内に在住、在勤又は在学する者をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、その特性に応じた総合的な施策を町民、事業者、経済団体等及び町の連携と協働の下に一体となって推進することを基本とする。

2 中小企業・小規模企業の振興は、国、県その他公共団体と連携を図りながら推進するものとする。

る。

(基本的施策)

第4条 町は第1条の目的を達成するため、前条の基本方針に基づき、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 経営安定の促進及び経営革新への支援
- (2) 創業又は新事業の創出の促進
- (3) 女性、高齢者及び障害者を含めた雇用の促進並びに職場環境の改善への支援
- (4) 若い労働力及び人材の確保並びに育成への支援
- (5) 町内商工業の活性化の推進
- (6) 産業間の連携への支援
- (7) 販路及び受注機会拡大への支援
- (8) 各産業及び伝統工芸等の技術伝承等の環境整備への支援
- (9) 地域資源、再生可能エネルギー等の活用の促進
- (10) 産学官の連携への支援
- (11) 経済団体等と連携した融資制度への支援
- (12) 商店街等のまちづくり環境整備への支援
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(町の責務)

第5条 町は、町民、事業者及び経済団体等と連携を図りながら、経済・社会情勢の変化に対応した中小企業・小規模企業の振興のための適切な施策を推進し、財政上の措置並びに国、県等との連携及び協力を努めるものとし、必要に応じて国、県等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

- 2 町は、小規模企業の振興に関する施策については、資金、人材等の確保が特に必要であると思われる小規模企業の事情に配慮するものとする。
- 3 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の役割)

第6条 中小企業・小規模企業は、経済・社会情勢の変化に対応して、自主的に事業活動の向上及び改善に努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成及び雇

用環境の充実を図り、従業員が生きがい及び働きがいを得ることができる職場づくりに自主的な努力をするものとする。

3 中小企業・小規模企業は、町が実施する中小企業・小規模企業振興策に協力するよう努めるものとする。

4 中小企業・小規模企業は、町内の他の事業者及び経済団体等との連携に努めるとともに、町内で生産、製造及び加工される製品並びに町内で提供される役務の利用に努めるものとする。

5 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(経済団体等の役割)

第7条 経済団体等は、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業・小規模企業振興策に相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、中小企業・小規模企業の振興が町の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを理解し、中小企業・小規模企業との連携を図るとともに、町が実施する中小企業・小規模企業振興策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、町内における中小企業・小規模企業及び経済団体等との連携に努めるとともに、町内で生産、製造及び加工される製品並びに町内で提供される役務の利用に努めるものとする。

3 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第9条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が住民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化に資する役割を理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展及び育成に協力し、また、労働力の提供に努めるものとする。

2 町民は、消費者として町内で生産、製造及び加工される製品の購買又は消費並びに町内で提供される役務の利用に努めるものとする。

(人材の確保及び育成の支援)

第10条 町は、中小企業・小規模企業の事業の展開に必要な人材の確保及び育成を図るため、就業の支援、職業能力の開発その他必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が、中小企業・小規模企業の人材の確保及び

育成に資することに鑑み、必要な施策を講ずるものとする。

(北広島町産業振興会議)

第11条 町は、第1条の目的の達成及び第4条に規定する基本的施策の実施についての審議を行うため、北広島町産業振興会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 町は、会議において審議される施策等に対し、町民、事業者、経済団体等と協働してその実現に向けて取り組むものとする。

3 前2項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北広島町告示第 56 号

北広島町産業振興会議設置要綱を次のように定める。

平成 29 年 5 月 19 日

北広島町長 箕野博司

北広島町産業振興会議設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例（平成 28 年北広島町条例第 26 号）第 11 条の規定に基づき、北広島町産業振興会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 会議の名称は、北広島町産業（中小企業・小規模企業）振興会議とする。

(方針)

第 2 条 会議は、町民、事業者、経済団体等及び町の連携と協働の下に一体となって推進することを基本とする。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、町民、事業者、経済団体等その他副町長が必要と認める者のうちから構成する。

3 会議に知識及び経験を有するアドバイザーを設置することができる。

(会長)

第 4 条 会長は、副町長をもって充てる。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が行う。

2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

3 会議の議事は、出席委員の 3 分の 2 以上で決する。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、商工観光課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は副町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。